

岐阜県地方改善促進審議会の会議の公開に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県地方改善促進審議会設置条例、審議会等の設置運営要綱（平成25年4月1日 行政管理課）及び審議会等の設置運営要綱の取扱要領（平成25年4月1日 行政管理課）に定めるもののほか、岐阜県地方改善促進審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議非公開の手続)

第2条 審議会の会議に出席した委員から会議の非公開の発議があった場合、会長は「審議会等の設置運営要綱」第4の規定に該当すると認める場合は、審議会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得て、会議の非公開を決するものとする。

2 会議の途中においても、前項に規定する手続きにより、審議会の会議を非公開とすることはできる。

(会議の傍聴)

第3条 傍聴人（報道関係者を除く。以下本条において同じ。）の定員は概ね10人とする。

2 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。ただし、傍聴人が定員に達した場合は、直ちに受付を締め切るものとする。

3 前項の規定に関わらず、受付開始の時点で傍聴希望者が定員を上回った場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴人の制限)

第4条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

- (1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者
- (5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者（報道関係者であって、事前に会長の許可を受けた者は除く。）
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (3) 談話をし、歌を歌い、大声で笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (4) 会議中は、携帯電話、P H S その他これらに類する機器は電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。(報道関係者であって、事前に許可を受けた場合は除く。)
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

(会議開催の周知)

第6条 審議会の会議の開催は、委員への召集の通知後、速やかに会議の名称、日時、場所、議題、傍聴に関する必要な事項を周知するものとする。

(会議資料の公表)

第7条 会議の資料、会議の結果及び議事要旨については、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この取扱要領は、平成29年9月13日より施行する。

